

(財) 愛媛県文化振興財団出捐金	1,200,000,000
(財) 愛媛県スポーツ振興事業団出捐金	500,000,000
(財) えひめ女性財団出捐金	1,000,000,000
(財) 愛媛県暴力追放推進センタ出捐金	300,000,000
(財) 都道府県会館出捐金	741,000,000
(財) 地域整備総合整備財団出捐金	150,000,000
(財) 愛媛県水産振興基金出捐金	120,000,000
(財) 愛媛の森林基金出捐金	400,000,000
愛媛県漁業信用基金協会出資金	449,650,000
愛媛県栽培漁業基金出捐金	665,000,000
(財) えひめ農林漁業担い手育成公社出捐金	277,250,000
(財) 愛媛県保健医療財団出損金	500,000,000
愛媛県地域福祉基金出損金	3,400,000,000
愛媛県信用保証協会出捐金	2,602,295,000
愛媛県信用保証協会出捐金（金融安定化分）	835,435,532
(財) 松山観光コンベンション協会出捐金	150,000,000
(財) 愛媛県国際交流協会出捐金	1,000,000,000
(財) えひめ産業振興財団出捐金	950,000,000
計	15,240,630,532

さて上記のような性質を有する出捐金であるが、それぞれの財団等で公債、預金、等々として得た果実である利子、利息を収入源として事業を行っている。これは、出捐金として投下された資金を各財団等が直接事業使っているのではない。只、リスクの少ない低い金利の金融資産に預け入れて寝かせているにすぎない。

よく民間会社の経営分析をする際にその貸借対照表の総資産の合計と売上高(事業収入)を比較し、総資産回転率を算出する。即ち、「売上高(事業収入)/総資産」が多ければ多い程、導入された資金が有効に使われていることを示す。効率経営、資産の有効利用ができるかどうかが判断できるのである。

この算式を各財団に当てはめた場合、多額の出捐金が基金として入金し、これを預金や公債に運用しているのみであり(これは、運用とはいえない、というより、寝かせている)、売上が小さいのであるから非常に低くなってしまう。上の財団のうちのいくつかについて算出してみたが1%を下回るケースもあった。

民間会社の経営を見ている者の立場からして、上述のような資金の使い方は、投資資金の有効活用をしているとは言い難い。

各財団の基金として出捐されており、直ぐの対応は困難であるが、将来的には愛媛県に例えば資金運用部のような部課が生まれ、個々の部課や財団にその運用を任せ、ポートフォリオを組み、効率的な運用をし、ここで得た果実を合理的に配分するというような工夫をされてはどうか。是非、実務上、法律上の課題を検討し、進めていかれることを期待する。(意見)

なお、下記の基金や他の出資による権利についても同様にその導入資金の有効利用を県全体として行い、果実を配分するという形が合理的であると思われる。

県立学校火災等災害復旧基金	181, 213, 000
被災者生活再建支援基金	838, 781, 000
愛媛県地域環境 保全基金	410, 000, 000
愛媛県中山間地域等直接支払基金	742, 359, 851
県有林経営事業基金	15, 406, 866
愛媛県森林整備担い手対策基金	1, 668, 278, 976
森林整備地域活動支援基金	53, 584, 370
中山間ふるさと保全対策基金	705, 964, 166
国民健康保険広域化等支援基金	525, 320, 306
災害救助基金	546, 145, 806
介護保険財政安定化基金	3, 074, 767, 252
企業立地資金貸付基金	628, 126, 263
計	9, 389, 947, 856

#### 4. 土地・建物(不動産)

##### ①土地・建物、施設・設備の現地調査に関連して

当報告書4ページに示したように土地・建物、重要物品を現地調査(あくまでサンプリングであり、全ての施設を視察したわけではない。)したが、非常に立派な建物、施設が多かつた。サンプリング視察した土地建物の例を挙げてみる。

建築(開設)年度	施設名	投資額	主要建造物の落札率
平成 3 年	テクノプラザ愛媛	21 億円	99. 4%
平成 6 年	愛媛県総合社会福祉会館	19 億円	99. 7%
平成 7 年	視聴覚福祉センター	14 億円	99. 5%
平成 8 年	愛媛国際貿易センター	116 億円	99. 7%
平成 9 年	産業情報センター	12 億円	99. 9%
平成 10 年	えひめこどもの城	147 億円	99. 91%(但し、うち大型児童館について)
平成 15 年	紙産業研究センター	27 億円	97. 0%
平成 15 年	愛媛県武道館	129 億円	95. 7%

上に関連して、次のことを提議したい。

##### 監査結果

###### ①過度にお金がかかっている施設

利用者である愛媛県民の立場に立つと、施設が立派であるにこしたことはないが、まずは使い勝手の良さ、便利性、ソフト面の充実が第一であるが、上記ではどちらかというと県の威信であるとか、他府県をライバルとみて、自慢できる施設、といった「愛媛県民でなく愛媛県としてのプライド」が感じられる施設ばかりである。言い換えれば「過度に良い、

すばらしすぎる施設」なのである。

個々の施設について後述する際、その過度と感じる箇所を折りにつけ触れることになるが、過度に良いということは、投下資本がより多く必要であったということであり、それだけ、県債の発行があったり、税金をつぎ込んでいるという意味である。上記表は土地・建物であるが、土地建物以外の重要物品においても「ここまで必要か」という点が感じられるものがいくつもあった。

包括外部監査人は愛媛県下の民間の会社(上場会社及び非上場会社)等の施設に会計監査業務で行くこともあるが、民間の会社の施設のほとんどは、その利用目的に合った最小限の投資しかしていないと断言したい。

さらに、過度に良い施設は、建設後の運営に関しても「お金がかかる」ということを忘れてはならない。施設の広さや高度化は保守管理費用のアップにつながる。

愛媛県の財政事情が厳しいため、現在、子ども療育センター以外の大きな施設の建設はストップしているが、基本構想で夢を語り大規模で豪華なものをつくりたいと願うより、民間会社レベルの施設を県民の利用しやすいようお金をかけずに一つ一つ、つくっていくことが望まれる。(意見)

## ②入札制度と投下資本

上記表の右端に入札時の落札率を記載しているが、この落札率に関する考え方をみてみたい。下に全国平均落札率や入札制度の改善に取り組んだ地方公共団体の例を表示した。

自治体名	落札率
三重県久居市	70.00%
長野県	75.50%
神奈川県横座間市	83.00%
神奈川県横須賀市	85.60%
佐賀市	90.97%
全国平均(平成10年度)	95.40%

上述の今回視察した愛媛県の施設の建設にかかる落札率と上記表を比較してみると、愛媛県の場合全国平均より高く、さらにサンプリングした施設を見る限りにおいては、平成10年以前と平成15年以降では落札率が大きく改善されている。これは近年、この落札率がいろいろなところで取り上げられるようになり透明化が進んでいること、さらに愛媛県も、平成13年以降入札・契約制度の改善を進めてきており、入札後審査型一般競争入札の試行、予定価格の事前公表の拡大、低入札価格調査基準価格の事前公表の拡大等によることが大きな理由であろう。

もちろん最近の耐震強度偽装事件等のようにコスト意識のみが先にたち、欠陥施設とな

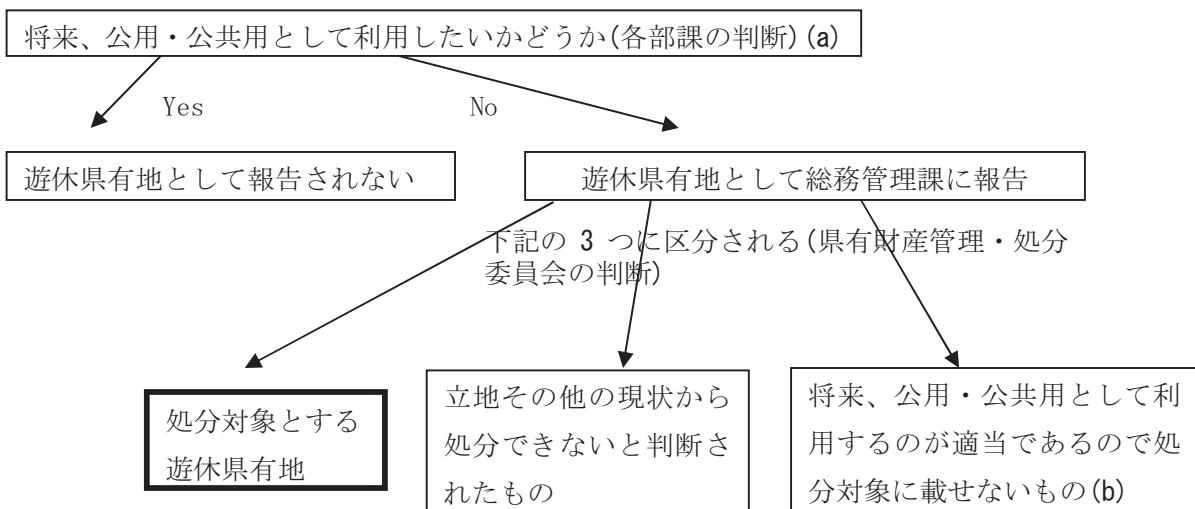
ぬよう、監理技術者の増員や同種工事の過去の工事成績点の利用による評価等も取り入れてきている。

只、個別の自治体を見ると、まだまだ低いところがあり、例えば 1%下がれば大きくコストが低減できる。地方自治法、地方財政法<sup>24</sup>の趣旨に基づき、今後一層の改善をされる必要がある。（意見）

### ③遊休土地建物の把握とこれへの対処

平成 17 年 4 月 1 日より遊休県有地（将来においても公用・公共用として利用する見込みがない土地）の処分を促進し、歳入を確保するとともに、県有財産を適切に管理するために、総務管理課に県有財産管理班を設置し、その班長（課長補佐）の下に公有財産の取得、管理を行う財産係と、公有財産の処分を行う財産処分係を置くこととし、この財産処分係に 3 名の職員を割当て、県有財産処分推進費として 45 百万円予算計上している。

従って、平成 17 年度においては、過去に比べ遊休県有地の処分を促進する体制が整っている。さてこの管理体制の下における遊休県有地の把握は以下のようになっている。



上において、濃い四角で囲んだものが処分対象としてターゲットを決めて処分を進める土

<sup>24</sup> 地方自治法

第 2 条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

地方財政法

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

地・建物である。これについての具体的手順は以下である。

- (イ)直近の「遊休県有地処分計画」及び「遊休県有地一覧表」を添付して、各部課に、これらの遊休県有地の現在の状況を確認し、活用したいものがないかどうか、さらに遊休地として追加すべきものがないかどうか、の照会を行う。
- (ロ)各部課よりの報告に基づき「遊休県有地処分計画」「遊休県有地一覧表」をアップデートし、今後の処分のため、境界確認、建物がある場合の取壟し、路線価の確認、不動産鑑定評価の実施、一般競争入札の実施の手順により処分の促進を図る。
- (ハ)一方、愛媛県のホームページにおいて処分計画対象県有地を掲載するとともに、売払いの入札実施の際には、県政広報紙及び県報にもその旨を掲載する。

以上の財産処分のための体制に関連して、ポイントは、

- ・全ての遊休県有地が総務管理課に把握されるシステムになっているかということ、
- ・さらにその把握された遊休県有地が処分の対象として公開されて処分しやすい状況になっているかということ、
- ・物件の現状把握がきちんとされていること、
- ・処分が困難と思われる物件について、処分のための交渉、努力がなされているか、が大切と思われる。

## 監査結果

土地・建物の利用、処分、効率的運用に関連して、次の課題があると思われる。

(イ)現在公用、公共用に利用されてない全ての土地・建物が一箇所に集中報告されて把握されてはいない。総務管理課に報告されるシステムにはなっているが、各部課の判断において、将来公用、公共用として利用する見込みがあると判断されたものは、現在、遊休であっても報告されていない。-----前述のフローの(a) 将来どのような計画があるにせよ、県全体として遊休土地の活用を検討する視点が必要であり、その意味で、現実に現時点で遊休である土地・建物は全てその財産を管理する部署に報告されるシステムが必要である。

従って「遊休」の現在の定義「将来においても公用・公共用として利用する見込みがない土地」から、「将来の公用・公共用の利用見込みの有無に關係なく、全ての現在遊休である土地」として把握される必要がある(意見)

(ロ)上に関連して、現在遊休であるが将来の公用・公共用として利用する見込みとの認識で遊休扱いされていなかった土地として、松山市南町の文化交流施設整備用地 10,211.65 m<sup>2</sup>、取得価額 1,953,201,317 円がある。

この土地は、平成 12 年より有識者による広域文化交流基盤整備構想推進委員会が検討し

てきた「道後浪漫のみち構想」について、さらに平成13年5月より愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会及び専門部会によって、県民文化会館周辺地域における文化交流施設整備構想が検討され、平成15年2月に報告がなされている。そしてこの報告をベースにして、同年6月の補正予算で用地取得費を計上し、議会の承認を得て同年7月取得した土地である。基本構想の内容を又関連する議事録を一部見させていただいたが、すばらしい基本構想であるし、愛媛県民として是非とも何らかの形で実現して欲しいとも考える。



しかしながらである。未だ予算や規模を含めた具体的計画はできていない。特に愛媛県の財政事情から、現時点で進行する気配はない。(財政状況が好転した暁には、基本構想の考え方沿って整備を進めていく考えであり、計画具体化までの間は青空駐車場として活用し、年間3000万円程度の収益を得ている。)

確かに、道後に近く、県民文化会館という県施設の前に位置する利用しやすい形をした一団の土地であり、取得に動かなければマンション等が乱立してしまった後では遅いという判断が働いたという当時の事情は理解できる。しかしながら、県財政の悪化もあって結果として、この土地の利用に目途がたたない状態である。今後は、基本構想を描き、その構想が施設の規模や金額等として具体化しない段階でもって土地等を先行取得するという方法はとるべきではない。

内容や背景は異なるが、例えば後にでてくる南予レクリエーション都市公園構想は正しく、この方法が招いた結果である。後述の南レク施設の監査報告では現在の收支や投資額の大きさを分析して意見を述べているが、投資額のうちの未開発土地部分はかなりの部分を占めている。これは夢のある基本構想が先行し、現実の実行可能性のある計画を吟味する前の段階で土地を取得していったためであると思われる。(意見)

(ハ)さらに、処分対象土地・建物としてターゲットを決めて処分をしていくものには、県有財産管理・処分委員会において「将来の公用・公共用として管理保全するのが適当」と判断したものは除かれているが-----前述のフローの(b)、結果として志津川県有地のように $15,224.64\text{ m}^2$ の土地が10年以上に渡って有効利用されずに残ってしまったという事態になっている例があった。遊休県有地については、毎年、その時点での将来の利用計画を見直し、検討し、長い期間遊休が続くものについては、その実現可能性を見直し、素早い対応をする必要がある。(意見)

四国乳業重信  
工場用地



(二)財政課の土地開発基金として保有している土地に下記表のものがあった。土地開発基

金は愛媛県条例<sup>25</sup>において予算執行に際しての土地等の先行取得をする場合に支出される場合のものであり、現在の基金残はこの条例の趣旨のものではなく、実際に当該用途に利用されてはいるが、それを取得した一般会計に予算がなく基金からの買い戻しがなされていないもの、もしくは未利用の土地部分となっているものである。

県の財政が厳しいため、今直ぐに買い戻せない事情はあるが、将来的には本来の処理、当該管理部課へ基金より買い戻しをされる必要がある。(意見)

取得又は 支払年 次（平 成）年 月日	用地名	面積(m <sup>2</sup> )	土地代金支払 額(円)	利用実態
2/3/30	職員住宅等用地	2,837.19	79,815,829	西条地方局職員住宅用地
4/1/14	花き総合センター用 地	1,035.82	12,600,000	花き総合センターの敷地の一 部
4/1/14	宇和島地方局用地	193.38	10,100,000	宇和島地方局の敷地
4/1/14	生涯学習センター野 外施設用地	429.34	10,034,693	生涯学習センター野外施設敷 地
4/6/5	総合社会福祉社会館用 地	654.87	260,000,000	総合社会福祉社会館敷地
7/3/31	四国乳業重信工場用 地	15,224.64	1,227,163,955	遊休地
8/12/27	松山市北持田用地	385.70	139,806,850	松山地方局公用駐車場
11/11/16	南宇和高校用地	780.73	18,971,739	高校のプールの敷地

#### (ホ) 資産の有効活用について

個々の土地・建物の活用状態は個々の資産に関する監査報告である個別事項で触れる。

今回サンプリングして現地調査したり、ヒヤリングした資産は、当然各部課の行政として掲げる目的を遂行するために、これの運営をしているわけであるが、「稼働率」という括りかたをしてしまうと、低い率になってしまふ施設が多かったということは事実である。

さらに、個々の資産がその所属する部課のためにのみ利用されるというのがほとんどのケースであり、部を超えていっしょにある建物を利用していこうというケースはサンプリングした範囲においてはなかった。

<sup>25</sup> 愛媛県土地開発基金条例第1条

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得（これに関連する事業に係る補償を含む。）することにより、事業の円滑な執行を図るため、土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

言わば、農家が一家に一台の農業用機械を保有し、同じ地区の農家同士がいっしょに使う、利用するということが進まなかつたことが、農業の高コスト化を招いたという例を県の監査で見ることになるとは思ってもいなかつたというのが本音である。

今後、是非とも部課を超えて同じ施設を利用する方法、さらには市町村等や他県を交えて愛媛県の施設を利用したり、反対に市町村や他県の施設を積極的に利用することにより、利用率を高めていくという工夫が必要である。（意見）

## 5. 重要物品

公有財産である行政財産については部局が管理し、普通財産については、各部局で管理するものを除き、総務部が管理することとなっており、部局の管理する財産についても、財産台帳を調整して総務部に備えるとともに、その副本を部局に置くこととなっている<sup>26</sup>が、県民環境部の消防防災安全課の通信装置 20 億円、無線通信柱 4 千万円、衛星地球局設備 35 億円、消防庁向け多重通信装置 2 千万円、潮位リアルタイム観測装置 2 千 6 百万円といった重要物品が不動産及び動産の従物として認識され、結果として「財産に関する調書」に記載されていなかつた。重要物品として認識した上で「財産に関する調書」に記載されなくてはならない。（指摘）

総務管理課は愛媛県の財産の管理を総括する部署であるとの認識に立ち、部局から報告されたものを処理するというのでなく、各部局に積極的に管理させるよう指導しなくてはならない。現在の法律、条例、規則下でその趣旨からこれが期待されているものと判断されるからである。（指摘）

---

<sup>26</sup> 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則

第 13 条 部局の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

2 総務部長は、普通財産を管理しなければならない。ただし、知事において総務部長が管理することを不適当と認める普通財産は、知事の指定する部局の長が管理しなければならない。

第 14 条 総務部長は、公有財産について、財産台帳（様式第 1 号）を調製しなければならない。

ただし、道路、橋りょう、河川、海岸、港湾及び漁港その他、知事が定める公有財産については、この限りでない。第 15 条 部局の長は、その管理する公有財産について、前条に規定する財産台帳、図面等の副本を備え、その変動のつど修正し、総務部長にその台帳、図面等の訂正を求め、その照合印を受けなければならない。

### 第3 外部監査の結果---個別事項

#### 1. 有価証券(全般)

公有財産に属する有価証券と基金に属する有価証券について、その取得・処分の妥当性、現時点で保有を継続することの意義、法令・規則等への準拠性を検討するとともに、関係書類の整備状況、実査による現物の管理状況についても吟味した。  
また、有価証券の個々の内容（資産性、有効性等）についても検討した。

##### (1) 公有財産に属する有価証券

###### A. 公有財産有価証券の内訳 (17.3.31 現在)

(銘柄)	(株数) (株)	(額面) (単位:円)	(価額) (円)
A社	3,200	50,000	160,000,000
B社	1,000	50,000	50,000,000
C社	18	-	1,000,000
D社	3,200	50,000	160,000,000
E社	18,720	50,000	936,000,000
F社	1,600	-	8,000,000
G社	1,000	50,000	50,000,000
H社	8,000	500	4,000,000
I社	100,000	500	50,000,000
J社	1,000	10,000	10,000,000
K社	600	-	2,700,000
L社	63,000	1,000	63,000,000
M社	360	50	18,000,000
N社	6,000	1,000	6,000,000
O社	24,000	500	12,000,000
P社	200	50,000	10,000,000
Q社	802,000	500	401,000,000
R社	40	50,000	2,000,000
S社	5,120	50,000	256,000,000
T社	30,000	10,000	300,000,000
合 計			2,499,700,000

###### B. 各有価証券の取得の経緯、手続等について吟味するとともに、直近2年間の異動状況と平成17年3月31日における評価の妥当性、資産性等についても検討した。

#### 監査結果

①有価証券の購入内容、購入手続等の妥当性について吟味した結果、適正に処理されてい

た。なお、現時点の財産管理としては、現金基準（支払額）で処理しているが、債券の管理にあたっては、額面金額、約定金額、償還差益とその期間配分、経過利息の処理等について、学習と適用が必要になってくる。現状では、有価証券についても、担当の部課が管理することになっているが、このような金融に関する専門知識を要する分野については、特定の組織で一括管理することが望まれる。（意見）

②上記のうち、愛媛県が出資している放送会社6社については、次のとおり、地上デジタル放送の開始に向けた対策と施設整備を進めているほか、より公共性の高い分野での対応が求められるなど、大きな変革期を迎えていた。

愛媛県の放送会社への出資状況は、下記のとおりである。愛媛県の出資額に格差があるが、出資の時期による状況の変動、特に、民放テレビの多局化時代の到来による環境変化で、愛媛県は、新局が県民サービス、地域重視の観点から、地元主導となるよう、新局の経営に参画するため、出資に至ったものと理解した。

民放テレビ局の保有率は、4%以下で、他県とに比べると過大な出資とはなっていないが、県内民放各社は、設立後10年以上を経過し、事業が軌道に乗っていることから、保有株式を民間に譲渡すべきとの声もあるが、愛媛県としては、今後の取組の着実な推進を側面から援助するとともに、県民生活の維持・向上を図るために、出資を継続し、放送会社の経営の安定を見守る必要があるとのスタンスで臨んでいる。

外部監査人としては、上述の各社の経営が軌道に乗っていること、県の財政事情、民間報道の独立性の趣旨、等を考えた場合、譲渡することも視野に入れた対応をすべきときにきているものと思われる。（意見）

### ③有価証券の実査結果

株式の管理について、現物の実査と保管台帳の記帳、受払手続等の吟味を行い、適正に処理されていることを確かめた。なお、平成16年の通常国会で「株券の電子化」（株券不発行制度）に関する法律<sup>27</sup>が成立し、公布されている。

上場会社等の株式については、2009年度までに、一斉に「株式の電子化」が導入されることがなっているので、早急に、証券会社の保護預かりに切り替えられることが望ましい。（意見）

## 2. 個々の有価証券について

企画情報部	交通対策課	
有価証券	T社株式	300,000,000

<sup>27</sup>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律[平成16年6月9日公布]